

群馬県青少年育成推進会議規約

群馬県青少年育成推進会議規約（昭和41年11月26日施行）の全部を改正する。

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、群馬県青少年育成推進会議と称する。

（組織）

第2条 本会は、群馬県青少年育成推進員設置運営要綱第6に規定する県域組織であり、県内青少年育成関係団体との連携組織とする。

（事務局）

第3条 本会は、事務局を群馬県生活こども部私学・青少年課内に置く。

（目的）

第4条 本会は、青少年育成関係諸団体と連携をもち、青少年育成県（国）民運動ならびに推進員の活動を促進し、もって本県青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

（事業）

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

（1）推進員の活動に関する連絡・協議

（2）青少年育成に関する地域活動の計画及び推進

（3）青少年育成に関する県民への広報・啓発

（4）青少年育成県（国）民運動の推進及び「ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020」に基づく諸活動の企画・実施

イ 青少年の社会的自立の促進及び困難を有する子ども若者への支援活動

ロ 健全な青少年及び青少年団体育成のための諸活動

ハ 家庭・学校・地域の緊密な連携を図るための諸活動

ニ 家庭教育を支援するための諸活動

ホ 青少年の安心・安全を確保するための諸活動

ヘ 社会環境の浄化を図るための諸活動

（5）その他本会の目的を達するために必要な事業

第2章 役員

（種類および定数）

第6条 本会に次の役員を置く。

（1）会長 1名

（2）副会長 3名以内

（3）理事 35名以内（会長・副会長を含む）

（4）監事 5名以内

（選任等）

第7条 理事は、次のとおりとする。ただし、次の第2号および第3号については、県生活こども部私学・青少年課長の推薦する者とする。

（1）各郡市に設置される推進員協議会の代表

ただし、郡協議会が設置されていない郡については郡内の町村協議会の代表1名とし、中

核市については代表のほか1名を加える。

(2) 県内青少年育成関係団体の代表

(3) 県青少年関係課(室)の課(室)長

2 会長・副会長は、理事の互選により決定する。ただし、総会において承認を求めるものとする。

3 監事は、理事会の推薦に基づき総会において選任する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第8条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、総会の議決に基づいて会務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 会計を監査すること。

(2) 理事の職務執行状況を監査すること。

(3) 会計及び職務の執行について、これを総会に報告すること。

(任期)

第9条 役員の任期は3年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

補欠により就任した会長・副会長は、次回総会において承認を求めるものとする。

3 役員は、任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行う。

ただし、青少年育成推進員として再任されない役員は失職するものとし、会長及び副会長については、その職務を予め理事会において、指名された者が代行する。なお、監事については、その職務上、この限りではない。

4 役員で、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

第3章 顧問

(顧問及び参与)

第10条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

3 顧問は、理事会の諮問に応じ意見を述べるものとする。

4 参与は、諸会議に出席し意見を述べるができるほか、会長が必要と認めた事項を担うものとする。

第4章 総会

(種別)

第11条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第12条 総会は、市町村に設置される推進員協議会の会長および本会の役員をもって構成する。

(機能)

第13条 総会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画および予算に関する事項

- (2) 事業報告および決算に関する事項
 - (3) その他理事会で必要と認めた重要事項
- (開催)

第14条 通常総会は、年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 総会の構成員の5分の1以上から会議の目的事項を示して招集の請求があったとき。
- (招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を明らかにして、少なくとも総会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、その総会において、出席した総会の構成員の中から選出する。

(定足数)

第17条 総会は、総会の構成員の過半数の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第18条 総会の議事は、この規約の別に定めるもののほか、出席した総会の構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第19条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の総会の構成員もしくは所属する市町村に設置される推進員協議会の他の推進員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前の2条の規定の適用については、その総会の構成員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 総会の構成員の現在数、出席者数および出席者の氏名（書面表決者および表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項および議決事項

(4) 議事の経過概要およびその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名および押印をしなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第22条 理事会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 諸規定の制定・改廃に関する事項

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第23条 理事会は、必要なとき随時開催する。

(招集)

第24条 理事会は、会長が招集する。

(議長)

第25条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数等)

第26条 第17条、第18条、第20条第1項第1号から第4号の規定は、理事会について準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「総会の構成員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

第6章 委員会

(委員会)

第27条 各種事業の円滑な推進を行うため、委員会を置くことができる。

2 委員会は、その目的に応じた組織、名称及び委員構成とする。

3 委員会に委員長を置く。

4 委員会の内容について、その結果を理事会に報告するものとする。

5 その他委員会に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第7章 後援組織等

(後援組織等)

第28条 本会は、事業の進展をはかるため後援会等の組織及び賛助会員（以下、「後援組織等」という。）を置くことができる。

2 後援組織等に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第8章 財産および会計

(財産の構成)

第29条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 分担金・補助金

(2) 寄付金品

(3) 財産から生ずる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(財産の管理)

第30条 本会の財産は会長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第31条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画および予算)

第32条 本会の事業計画およびこれに伴う予算については、総会の議決を経て定めなければならない。

(会長の専決処分)

第33条 総会において議決すべき事項で急施を要する場合においては、会長は理事会の同意を得てこれを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分した場合には、会長は次の総会にこれを報告しなければならない。
(事業報告および決算)

第34条 本会の事業報告および決算は、毎会計年度終了後2月以内にその会計年度末財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 規約の改正

(規約の改正)

第36条 この規約は、総会において出席した総会の構成員の4分の3以上の議決を経て改正することができる。

第10章 事務局

(事務局)

第37条 本会の事務を処理するために、事務局を設け事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、会長が任免する。

第11章 補則

(委任)

第38条 この規約に定めるもののほか、本会運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

- | | |
|-----|-------------------------|
| 附 則 | この規約は、平成11年2月3日から施行する。 |
| 附 則 | この規約は、平成12年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この規約は、平成14年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この規約は、平成17年5月17日から施行する。 |
| 附 則 | この規約は、平成18年5月17日から施行する。 |
| 附 則 | この規約は、平成20年5月30日から施行する。 |
| 附 則 | この規約は、平成25年5月22日から施行する。 |
| 附 則 | この規約は、平成27年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この規約は、平成28年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この規約は、平成29年5月17日から施行する。 |
| 附 則 | この規約は、令和2年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この規約は、令和6年4月1日から施行する。 |